

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和4年4月18日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松下 和彦

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「第52回全国白バイ安全運転競技大会の大会会場借上等」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通指導課取締企画係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年5月13日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「第52回全国白バイ安全運転競技大会の大会会場借上等」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）

契 約 書

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約事項 第52回全国白バイ安全運転競技大会の大会会場借上等
- 2 委託内容 詳細は別添「仕様書」のとおり
- 3 契約金額 ￥ .-
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ .-
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期間 契約締結日から令和 4 年 10 月 12 日
- 5 契約保証金 徴収免除

（目的）

第 1 条 乙は、本契約に定める条件に従い、第52回全国白バイ安全運転競技大会の大会会場借上等（以下「業務」という。）を請負い、誠実に履行し、甲はその対価を支払うものとする。

（契約保証金）

第 2 条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

（監督）

第 3 条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査）

第 4 条 乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

（料金）

第 5 条 料金は、上記のとおりとする。

（料金の改定）

第 6 条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は 3 箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(料金の請求)

第7条 乙は、甲の係官による作業報告書の確認を受けた後、第5条に規定する料金を甲に請求するものとする。

(料金の支払)

第8条 甲は、前条に定めるところにより、業務の履行について確認した後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の

変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
- イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未履行期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）

の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第13条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日

で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第 14 条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第 11 条第 4 項、第 13 条第 1 項及び第 2 項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第 11 条第 1 項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より 30 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

- 第 15 条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の 10 日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第 1 項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

- 第 16 条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

- 第 17 条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第 18 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第 19 条 暴力団排除に関する条項については、別紙 1 「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第 20 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松 下 和 彦

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第15条に定める事前承認後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

第52回全国白バイ安全運転競技大会の大会会場借上げ等仕様書

第1 仕様総説

本仕様書は、令和4年10月8日（土）、9日（日）及び10日（月）の3日間、警察庁主催で行う第52回全国白バイ安全運転競技大会（以下「白バイ大会」という。）の開催及びこれに伴う各種会議、講習等の開催に関し、各競技会場、施設及び車両の借上げ、競技コース等の設計及び設営、大会会場内看板の作成及び設置、大会運営の補助等にかかる業務委託の内容について規定したものである。

第2 大会会場の立地条件等

各競技会場及び施設（以下「大会会場」という。）については、同一敷地内に有することとし、周辺道路の渋滞緩和のため、公共交通機関の利用が可能な立地であること。また、大会期間中は、来場者用の駐車場500台程度及び休憩所が確保できること。

第3 大会会場の借上げ

1 各競技会場の要件等

借り上げる各競技会場の要件等については、次のとおりとする。

(1) 各競技会場の借上げ期間及び要件

各競技会場については、次に示す期間及び要件の下で借り上げるものとする。

ア バランス走行操縦競技（以下「バランス競技」という。）会場

○ 期間及び必要数

- ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時00分 1会場
- ◇ 10月9日（日）午前10時15分～同日午後2時00分 1会場

○ 要件

- ・ 平坦にアスファルト舗装された路面であること。
- ・ 次に示す広さを有すること。
 - ◇ 別紙1-1に示す競技コース（以下、この項において「競技コース」という。）を1列で設定する場合
長さ300メートル程度、幅25メートル程度
 - ◇ 競技コースを2列で設定する場合
長さ220メートル程度、幅50メートル程度
 - ◇ 競技コースを3列で設定する場合
長さ170メートル程度、幅75メートル程度

イ トライアル走行操縦競技（以下「トライアル競技」という。）会場

○ 期間及び必要数

- ・ 10月7日（金）午前10時30分～9日（日）午後6時00分 1会場

○ 要件

- ・ 土の路面であること。
- ・ 別紙1-2に示す競技コースを設定する広さを有すること。

ウ 不整地走行操縦競技（以下「不整地競技」という。）会場

○ 期間及び必要数

◇ 10月7日（金）午後0時00分～10日（月）午前11時00分 1会場

○ 要件

- ・ 土の路面であること。
- ・ 別紙1-3に示す競技コースを設定する広さを有すること。

エ 傾斜走行操縦（スラローム）競技（以下「スラローム競技」という。）会場

○ 期間及び必要数

◇ 10月7日（金）午前8時00分～8日（土）午後4時20分

◇ 10月10日（月）午前9時30分～同日午後3時30分

○ 要件

- ・ 平坦にアスファルト舗装された路面であること。
- ・ 別紙1-4に示す競技コースを設定する広さを有すること。

(2) その他の要件

上記(1)に示すもののほか、次の要件を満たすものとする。

ア 各競技会場においては、それぞれ実施することとしている競技以外の競技を実施しないこと。

イ 次に示す付随施設を設置することができる場所を、それぞれに示す要件の下で整備すること。ただし、当該場所については他の競技会場のそれと併用できるものとし、また、既設のものがある場合にはこれに替えることができる。

(ア) 役員待機所

競技の進行状況を監視することが可能な場所に位置し、テント2帳（テント1帳の大きさは、幅3間、奥行き2間とする。以下同じ。）を設置することが可能な広さを有すること。

(イ) 選手待機所

競技コースのスタート地点の周辺に位置し、テント3帳を設置することが可能な広さを有すること。

(ウ) 車両検査所

競技コースのゴール地点の周辺に位置し、テント1帳を設置することが可能な広さを有すること。

(エ) 広報用ブース

競技の進行状況を監視することが可能な場所に位置し、テント2帳を設置することが可能な広さを有すること。

ウ 各競技会場に近接した場所に、全長100メートル程度で、選手15人程度が同時に競技車両に乗車して、走行することが可能な練習走行場を整備すること。

2 各施設の要件等

借り上げる各施設の要件等については、次のとおりとする。

(1) 各施設の借上げ期間及び要件

各施設については、次に示す期間及び要件の下で借り上げるものとする。

ア 現地打合せ会議用会議室

○ 期間及び必要数

- ◇ 次に示す時期のうちのそれぞれ1日とし、時間についてはおおむね5時間程度
1会場
 - ・ 本契約締結後適当な時期
 - ・ 8月下旬から9月中旬の時期
- 要件
 - ・ 屋内の施設であること。
 - ・ 机及び椅子50式（長机1台に対し椅子3脚で3式としても差し支えないものとする。以下同じ。）、黒板又はホワイトボード1台、マイク2本及び当該マイクの拡声装置1式が設置されていること。
 - ・ 電話1回線の使用が可能であること。
- イ 審判講習用、審判打合せ会議用及び監督会議用会場
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月5日（水）午後4時00分～10日（月）午後8時00分 1会場
 - 要件
 - ・ 屋内の施設であること。
 - ・ 別紙1-5に示す各設備を設置する広さを有すること。
 - ・ 机及び椅子100式、黒板又はホワイトボード1台、マイク2本、当該マイクの拡声装置1式、プロジェクター1基及びスクリーン1台が設置されていること。
 - ・ 電話1回線の使用が可能であること。
- ウ 晴天時の開会式会場
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月8日（土）午前10時00分～9日（日）午前10時15分 1会場
 - 要件
 - ・ 平坦にアスファルト舗装された路面であること。
 - ・ 長さ220メートル程度、幅50メートル程度の広さを有すること。ただし、このうち幅15メートル程度については、アスファルト路面であることを要せず、芝生が整備された地面がある場合にはこれに替えることができる。
 - ・ 警察庁担当者が指定する場所に、マイク2本及び当該マイクの拡声装置1式を設置すること。
- エ 雨天時の開会式及び全天候時の閉会式会場
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月8日（土）午前10時00分～9日（日）午前10時15分
 - ◇ 10月10日（月）午後2時30分から午後8時00分
 - 要件
 - ・ 平坦に舗装された路面であること。
 - ・ 長さ150メートル、幅100メートル程度の広さを有すること。
 - ・ 警察庁担当者が指定する場所に、マイク2本及び当該マイクの拡声式1式を設置すること。
- オ 車庫
 - 期間及び必要数

◇ 10月5日(水)午前9時00分～12日(水)午後3時00分 1棟

○ 要件

- ・ 競技車両88台(大型自動二輪車48台及び普通自動二輪車(オフロード二輪車)40台)の保管及び点検整備が可能な広さを有すること。
- ・ 保管された競技車両等に対する盗難防止措置が図られて、かつ、風雨による影響を受けない構造を有すること。

カ 大会本部室

○ 期間及び必要数

◇ 10月5日(水)午後1時00分～11日(火)午後1時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 机及び椅子30式、黒板又はホワイトボード1台が設置されていること。
- ・ 電話1回線の使用が可能であること。
- ・ 臨時電話及び臨時ファックス各1回線の架設が可能であること。
- ・ 携帯用拡声器(トランジスタメガホン)4台を備え付けること。

キ 記録室

○ 期間及び必要数

◇ 10月6日(木)午前10時00分～10日(月)午後8時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 机及び椅子30式並びに黒板又はホワイトボード1台が設置されていること。
- ・ 電話1回線の使用が可能であること。
- ・ パソコン(本体の移動が比較的容易で、OSはWindow Vista以上とし、Excel2007及び一太郎2007以上がインストール済みであり、USB及びCD/DVDドライブが使用できるもの。)3台及びこれに接続されたプリンター1台の使用が可能であること。

ク 開催都道府県警察関係者用控室

○ 期間及び必要数

◇ 10月7日(金)午前8時00分～10日(月)午後8時00分 2室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 机及び椅子30式、黒板又はホワイトボード1台が設置されていること。
- ・ 電話1回線の使用が可能であること。
- ・ 臨時電話及び臨時ファックス各1回線の架設が可能であること。

ケ 来賓用控室

○ 期間及び必要数

◇ 10月8日(土)午前10時00分～10日(月)午後6時00分 3室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 椅子10脚及びこれに相応する机又はテーブル(白色テーブルクロスを敷いたも

の) 相当数、黒板又はホワイトボード1台が設置されていること。

- ・ 湯茶セット相当数を用意すること。
- ・ 電話1回線の使用が可能であること。

コ 報道関係者用控室

○ 期間及び必要数

◇ 10月8日(土) 午前10時00分 ~ 10日(月) 午後6時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 椅子30脚及びこれに相応する机又はテーブル相当数が設置されていること。

サ 医務室

○ 期間及び必要数

◇ 10月8日(土) 午前10時00分 ~ 10日(月) 午後6時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 外部から見えないようカーテン等が設営されていること。ただし、構造的に外部から見えない場合はこの限りでない。
- ・ 机及び椅子1式並びにベッド2床が設置可能であること。

シ 筆耕者用室

○ 期間及び必要数

◇ 10月10日(月) 午前9時00分 ~ 同日午後6時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 机及び椅子2式が設置されていること。

ス 警備員用控室

○ 期間及び必要数

◇ 10月8日(土) 午前10時00分 ~ 10日(月) 午後6時00分 1室

○ 要件

- ・ 屋内の施設であること。
- ・ 椅子25脚及びこれに相応する机又はテーブル相当数が設置されていること。

セ 選手及び大会運営係員用駐車場

○ 期間及び必要数

◇ 10月8日(土) 午前7時00分 ~ 10日(月) 午後8時00分 1か所

○ 要件

- ・ 350台程度の駐車が可能であること。ただし、1か所で確保することが困難な場合には数か所に分けることができる。

(2) その他の要件

上記(1)に示すもののほか、次の要件を満たすものとする。

ア 各施設内に設置されている設備は、いずれも使用が可能な状態であること。

イ 各施設は他の施設等と併用しないこと。ただし、上記(1)のウについては、いずれかの競技会場と一部併用することができる。

ウ 上記(1)のホと同一の屋内施設に、次に示す設備を設置すること。

- ・ コピー機 1 台
- ・ 上記(1)に示す各施設が所在する屋内施設及び大会会場内への一斉放送が可能な放送設備 1 式

エ 上記(1)のケは、来賓用受付を設置できるロビー等を有する屋内施設にあること。

3 大会会場見取図及び施設一覧表の作成及び提出

本契約締結後速やかに、次に示す資料を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

(1) 大会会場見取図

各競技会場及び施設の位置関係を示した見取図とすること。

(2) 大会会場施設一覧表

各競技会場及び施設の名称、大きさ、収容人員又は台数及び設備品を記載した一覧表とすること。

第4 車両の借上げ

1 各車両の要件等

借り上げる各車両の要件等については、次のとおりとする。

(1) 各車両の借上げ期間及び要件

各車両については、次に示す期間及び要件の下で借り上げるものとする。

ア 普通乗用自動車（大会運営係員用）

○ 期間及び必要数

- ◇ 10月6日（木）午後1時00分～同日午後5時30分 1台
- ◇ 10月7日（金）午前8時00分～同日午後5時30分 1台
- ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時30分 1台
- ◇ 10月9日（日）午前6時30分～同日午後7時00分 5台
- ◇ 10月10日（月）午前6時00分～同日午後7時30分 5台

○ 要件

- ・ 後部座席の使用が可能であること。
- ・ 大会関係車両であることが明らかに判別できる外観を有していること。

イ 普通乗用自動車（来賓及び招待者送迎用）

○ 期間及び必要数

- ◇ 10月8日（土）午前8時00分～同日午後6時00分 3台
- ◇ 10月9日（日）午前6時30分～同日午後7時00分 2台
- ◇ 10月10日（月）午前6時00分～同日午後7時30分 2台

○ 要件

- ・ 後部座席の使用が可能であること。

ウ 大型自動二輪車（審判講習及び進行係用）

○ 期間及び必要数

- ◇ 10月7日（金）午前8時00分～同日午後5時30分 10台
- ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時30分 10台
- ◇ 10月9日（日）午前10時30分～同日午後6時30分 10台

- ◇ 10月10日（月）午前7時00分～同日午後4時30分 10台
- 要件
 - ・ 競技車両と同型の車両で、赤色灯を装備した車両であること。
- エ 普通自動二輪車（オフロード二輪車）（審判講習及び進行係用）
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月7日（金）午前8時00分～同日午後5時30分 10台
 - ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時30分 10台
 - ◇ 10月9日（日）午前10時30分～同日午後6時30分 10台
 - ◇ 10月10日（月）午前7時00分～同日午後4時30分 10台
 - 要件
 - ・ 競技車両と同型の車両であること。ただし、台数に限りがあり、他にトライアル走行をできる構造を有する二輪車がある場合には、これに替えることができる。
- オ 普通自動二輪車（オフロード二輪車）（記録係用）
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月8日（土）午前10時00分～同日午後5時30分 2台
 - ◇ 10月9日（日）午前6時30分～同日午後7時00分 2台
 - ◇ 10月10日（月）午前6時00分～同日午後7時30分 2台
 - 要件
 - ・ オフロードタイプの車両であること。
- カ 原動機付自転車（進行係及び記録係用）
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月7日（金）午前8時00分～同日午後5時30分 5台
 - ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時00分 10台
 - ◇ 10月9日（日）午前6時30分～同日午後7時00分 10台
 - ◇ 10月10日（月）午前6時00分～同日午後7時30分 10台
 - 要件
 - ・ スクータータイプの車両であること。
- キ 自転車（大会運営係員用）
 - 期間及び必要数
 - ◇ 10月7日（金）午前8時00分～同日午後5時30分 10台
 - ◇ 10月8日（土）午前7時00分～同日午後5時30分 10台
 - ◇ 10月9日（日）午前6時30分～同日午後7時00分 10台
 - ◇ 10月10日（月）午前6時00分～同日午後7時30分 10台
 - 要件
 - ・ 軽快車であること。
- (2) その他の要件
 - 上記(1)に示すもののほか、次の要件を満たすものとする。
 - ア 借上げ中に故障等により運用ができなくなった場合は、速やかに代替え車両を用意すること。
 - イ 運行に要する燃料その他運行により生じる消耗に関する費用及び故障が生じた場合

の修理に関する費用の一切を負担すること。

2 車両一覧表の作成及び提出

本大会開催2か月前までに、各車両の自動車登録番号（自動車登録番号がない場合には、車両を特定できる番号等）を記載した一覧表を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

第5 競技コースの設計、設営及び撤去に関する業務の委託

1 委託する業務

競技コースの設計、設営及び撤去に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 各競技コースの設計、設営及び撤去

各競技コースについては、次に示すとおり設計、設営及び撤去するものとする。

ア バランス競技コース

○ 設計

- ・ 別添1-1に示す要件の下、各競技コースを設計すること。

○ 設営

- ・ 設計した内容に従いコースを設営することとし、次に示す期間中は設営された状態を維持すること。

◇ 10月8日（土）午前8時30分～競技終了時間（9日（日）午後0時25分頃）

なお、次に示した日時には、これに合わせて、規制線（杭及びロープ又はテープにより、競技コースと来場者スペースとの間を隔てるもので、おおむね10メートル程度を確保するものとする。以下同じ。）を設置すること。

◇ 10月8日（土）午後2時20分～競技終了時間（同日午後3時20分頃）

◇ 10月9日（日）午前10時35分～競技終了時間（同日午後0時25分頃）

○ 撤去

- ・ 次に示す期間中に、設営したコース及び規制線を撤去すること。

◇ 競技終了時間～10月9日（日）午後2時00分

イ トライアル競技

○ 設計

- ・ 別添1-2に示す要件の下、各競技コースを設計すること。

○ 設営

- ・ 設計した内容に従いコースを設営することとし、次に示す期間中は設営された状態を維持すること。

◇ 10月8日（土）午後0時00分～競技終了時間（9日（日）午後4時30分頃）

なお、次に示した日時には、これに合わせて、規制線を設置すること。

◇ 10月9日（日）午後1時55分～競技終了時間（同日午後4時30分頃）

○ 撤去

- ・ 次に示す期間中に、設営したコース及び規制線を撤去すること。

◇ 競技終了時間～10月9日（日）午後6時00分

ウ 不整地競技

○ 設計

- ・ 別添 1－3 に示す要件の下、各競技コースを設計すること。

○ 設営

- ・ 設計した内容に従いコースを設営することとし、次に示す期間中は設営された状態を維持すること。

なお、これに合わせて、規制線を設置すること。

◇ 10月10日（月）午前7時30分～競技終了時間（同日午前10時00分頃）

○ 撤去

- ・ 次に示す期間中に、設営したコース及び規制線を撤去すること。

◇ 競技終了時間～10月10日（月）午前11時00分

エ スラローム競技

○ 設計

- ・ 別添 1－4 に示す要件の下、各競技コースを設計すること。

○ 設営

- ・ 設計した内容に従いコースを設営することとし、次に示す期間中は設営された状態を維持すること。

◇ 10月8日（土）午後0時55分～競技終了時間（10日（月）午後2時25分頃）

なお、次に示した日時には、これに合わせて、規制線を設置すること。

◇ 10月10日（月）午前11時15分～競技終了時間（同日午後2時25分頃）

○ 撤去

- ・ 次に示す期間中に、設営したコース及び規制線を撤去すること。

◇ 競技終了時間～10月10日（月）午後3時30分

(2) その他

コース設営後、上記(1)の各項に示した期間以外は、大会運営関係者以外の者がコースを確認できる場所に進入することのないよう措置を執るものとする。

2 計画表の作成及び提出

本契約締結後速やかに、各競技コースの設計、設営及び撤去に関する計画表を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

3 設計図の作成及び提出

本大会開催1か月前までに、各競技コースの設計図を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

なお、当該設計図には、設営に必要な資機材及び数量を記載すること。

第6 大会会場内看板の作成、設置及び撤去に関する業務の委託

1 委託する業務

大会会場内看板の作成、設置及び撤去に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 各大会会場内看板の作成、設置及び撤去

各大会会場内看板については、次に示すとおり作成、設営及び撤去するものとする。

ア 会場案内、交通規制及び駐車場案内関係

○ 作成

- ・ 別紙2の番号1から36及び番号49から52に示す看板の名称（内容）、大きさ、枚数等に従い、作成すること。

○ 設置

- ・ 看板の名称（内容）等に従い、大会会場内の適宜な場所に設置すること。

○ 撤去

- ・ 設置の必要がなくなったものから、適宜撤去すること。

イ 競技会場関係

○ 作成

- ・ 別紙2の番号37から48に示す看板の名称（内容）、大きさ、枚数等に従い、作成すること。

○ 設置

- ・ 看板の名称（内容）等に従い、競技会場内の適宜な場所に設置することとし、次に示す期間中は、設営された状態を維持すること。

○ バランス競技会場

- ◇ 10月8日（土）午前8時30分～競技終了時間（同日午後3時20分頃）
- ◇ 10月9日（日）午前10時35分～競技終了時間（同日午後0時25分頃）

○ トライアル競技会場

- ◇ 10月9日（日）午後1時55分～競技終了時間（同日午後4時30分頃）

○ 不整地競技会場

- ◇ 10月10日（月）午前8時15分～競技終了時間（同日午前10時00分頃）

○ スラローム競技会場

- ◇ 10月10日（月）午前11時15分～競技終了時間（同日午後2時25分頃）

○ 撤去

- ・ 次に示す期間中に撤去すること。

○ バランス競技会場

- ◇ 競技終了時間～10月9日（日）午後2時00分

○ トライアル競技会場

- ◇ 競技終了時間～10月9日（日）午後6時00分

○ 不整地競技会場

- ◇ 競技終了時間～10月10日（月）午前11時00分

○ スラローム競技会場

- ◇ 競技終了時間～10月10日（月）午後3時30分

(2) その他

設置した看板については、落下又は転倒の防止措置を執るものとし、これらにより人又は物に損害を与えた場合の賠償については、一切を負担すること。

2 設置看板一覧表及び見取図の作成及び提出

本契約締結後速やかに、次に示す資料を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

- (1) 設置看板一覧表
設置する看板の名称（内容）、大きさ及び枚数を記載した一覧表とすること。
なお、当該一覧表には、看板のデザインが分かる写真等を添付すること。
- (2) 設置見取図
看板の設置位置を示した見取図とすること。

3 計画表の作成及び提出

本大会開催1か月前までに、大会会場内看板の作成、設置及び撤去に関する計画表を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

第7 大会運営の補助に関する業務の委託

1 会場内における大会関係者等の車両搬送

会場内における主任審判員、審判員、選手、来賓及び招待者（以下「大会関係者等」という。）の車両搬送に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 審判員等搬送用車両の手配

次に示す期間中、主任審判員及び審判員（以下「審判員等」という。）の搬送用として、大型乗用自動車（40程度以上の座席（補助席を除く。）を有すること。以下同じ。）をそれぞれの台数使用できるよう手配するものとする。

- ◇ 10月6日（木）午後1時00分～同日午後5時30分 2台
- ◇ 10月7日（金）午前10時00分～同日午後5時30分 2台
- ◇ 10月8日（土）午前8時30分～同日午後5時00分 2台
- ◇ 10月9日（日）午前8時00分～同日午後5時30分 2台
- ◇ 10月10日（月）午前7時00分～同日午後4時30分 2台

(2) 選手搬送用車両の手配

次に示す期間中、選手の搬送用として、大型乗用自動車をそれぞれの台数使用できるよう手配するものとする。

- ◇ 10月8日（土）午前11時00分～同日午後5時00分 3台
- ◇ 10月9日（日）午前8時00分～同日午後5時30分 3台
- ◇ 10月10日（月）午前7時00分～同日午後4時30分 4台

(3) 来賓等搬送用車両の手配

次に示す期間中、来賓及び招待者（以下「来賓等」という。）の搬送用として、中型乗用自動車（25程度の座席を有すること。）をそれぞれの台数使用できるよう手配するものとする。

- ◇ 10月8日（土）午前10時00分～同日午後5時00分 2台
- ◇ 10月9日（日）午前9時00分～同日午後5時30分 2台
- ◇ 10月10日（月）午前7時30分～同日午後5時30分 2台

(4) 搬送経路見取図、運行計画表及び車両一覧表の作成及び提出

本大会開催2か月前までに、警察庁担当者から、各行事の進行に関する資料等を受領し、それに基づき次に示す資料を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

○ 搬送経路見取図

次に示す区間の搬送経路及び所要時間を示した見取図とすること。

- ・ 審判員等の搬送区間は、集合場所、各審判講習実施場所及び各競技会場間とする。
- ・ 選手の搬送区間は、集合場所及び各競技会場間とする。
- ・ 来賓等の搬送区間は、集合場所、各競技会場、開会式会場及び閉会式会場間とする。

○ 運行計画表

上記搬送経路見取図に応じた運行を記載した計画表とすること。

○ 車両一覧表

手配した各搬送用車両の自動車登録番号（自動車登録番号がない場合には、車両を特定できる番号等）を記載した一覧表とすること。

なお、当該一覧表については、上記第4の2に示した一覧表と同一資料としても差し支えない。

(5) 運行計画表等に基づく運行

作成した各搬送経路見取図及び運行計画表に基づき、手配した各搬送用車両を運行するものとする。

なお、当該運行は、運行する車両を運転することができる自動車運転免許証を受けている者に行わせること。

2 会場外における大会運営係員及び審判員等の車両搬送

会場外における大会運営係員及び審判員等の車両搬送に関し委託する業務については、次のとおりとする。ただし、本業務の委託は、大会会場と下記6に示す宿泊施設との移動所要時間が、徒歩で10分程度を超える場合に限り行うこと。

(1) 搬送用車両の手配

次に示す期間中、大型乗用自動車をそれぞれの台数使用できるように手配するものとする。

◇ 10月5日（水）午後5時00分	～ 同日午後5時30分	1台
◇ 10月6日（木）午前8時30分	～ 同日午前9時00分	1台
◇ 10月6日（木）午後5時30分	～ 同日午後6時00分	2台
◇ 10月7日（金）午前8時00分	～ 同日午前8時30分	2台
◇ 10月7日（金）午後5時30分	～ 同日午後6時00分	2台
◇ 10月8日（土）午前7時30分	～ 同日午前9時00分	2台
◇ 10月8日（土）午後5時00分	～ 同日午後5時30分	3台
◇ 10月9日（日）午前6時30分	～ 同日午前7時00分	3台
◇ 10月9日（日）午後7時00分	～ 同日午後7時30分	3台
◇ 10月10日（月）午前6時00分	～ 同日午前6時30分	3台

(2) 搬送経路見取図、運行計画表及び車両一覧表の作成及び提出

本大会開催2か月前までに、次に示す資料を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

○ 搬送経路見取図

大会会場と宿泊施設間の搬送経路及び所要時間を示した見取図とすること。

○ 運行計画表

上記搬送経路見取図に応じた運行を記載した計画表とすること。

○ 車両一覧表

手配した搬送用車両の自動車登録番号を記載した一覧表とすること。

なお、当該一覧表については、上記第4の2に示した一覧表と同一資料としても差し支えない。

(3) 運行計画表等に基づく運行

作成した搬送経路見取図及び運行計画表に基づき、手配した搬送用車両を運行するものとする。

3 競技車両への給油

競技車両への給油に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 燃料の手配

大会当日までに、競技車両へ給油する燃料を相当量手配するものとする。

なお、当該燃料の購入及び搬送に要した費用等の一切を負担すること。

(2) 手配した燃料の給油

大会当日までに、各競技車両の燃料タンクが満タンになるよう手配した燃料を給油するものとする。

4 タイム計測の補助

タイム計測の補助に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 各走行タイムの計測

各競技において、上記第5の1の(1)に示すとおり設営されたタイム計測装置により、次に示す区間の走行タイムを計測するものとする。

○ バランス競技における応用バランスコースの走行タイム

○ バランス競技におけるナローコースの走行タイム

○ 不整地競技における走行タイム

○ スラローム競技における走行タイム

(2) 計測タイムの記載及び連絡

各タイム計測結果を、警察庁担当者が配布する採点表に記載の上、上記第3の1の(2)のイの(イ)に示す広報用ブースに配置する警察庁担当者に連絡するものとする。

5 看護師の派遣等

看護師の派遣等に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 看護師の手配及び配置

大会当日までに、要救護者があった場合に救護、応急処理及び病院手配等を行うことのできる看護師を1人を手配の上、次に示す期間中、第3の2の(1)のヌに示す医務室又は各競技会場に配置するものとする。

◇ 10月8日(土)午後0時00分～同日午後5時00分

◇ 10月9日(日)午前9時00分～同日午後5時00分

◇ 10月10日(月)午前8時00分～同日午後5時10分

(2) 医薬品等の準備

看護師の活動に必要な医薬品等を用意するものとする。

6 大会運営係員、審判員等の宿泊施設の予約

大会運営係員、審判員等の宿泊施設の予約に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 宿泊施設の手配

本大会開催2か月前までに、大会会場内又は大会会場から車両利用で30分程度以内の場所に所在し、次に示す人数が宿泊可能である宿泊施設を手配するものとする。

なお、客室については原則として1人につき1室とし、宿泊料金については1人1泊当たり9,800円以下とすること。

- ◇ 10月5日（水）から1泊 40人程度
- ◇ 10月6日（木）から1泊 100人程度
- ◇ 10月7日（金）から1泊 110人程度
- ◇ 10月8日（土）から1泊 150人程度
- ◇ 10月9日（日）から1泊 140人程度
- ◇ 10月10日（月）から1泊 15人程度
- ◇ 10月11日（火）から1泊 1人程度

(2) 宿泊施設に関する資料の作成及び提出

宿泊施設の手配終了後速やかに、当該宿泊施設の「名称」、「所在地」、「電話番号」、「客室備品」、「宿泊料金の支払い方法（領収書、宿泊証明書等の受領方法を含む。）」、「最寄り駅までの交通手段及び料金」及び「大会会場からの経路」が示された資料を、警察庁担当者に提出するものとする。

(3) 宿泊施設の予約

本大会開催3週間前までに、警察庁担当者から、宿泊予定者の氏名等が記載された一覧表を受領し、それに基づき宿泊施設の予約を行うものとする。

(4) 宿泊者名簿の作成及び提出

宿泊施設の予約終了後速やかに、当該宿泊予定者の客室番号を記載した宿泊者名簿を作成の上、警察庁担当者に提出するものとする。

7 大会運営係員、審判員等用の昼食納入業者の選定

大会運営係員、審判員等用の昼食納入業者の選定に関し委託する業務については、次のとおりとする。

(1) 納入業者の選定

次に示す人数の昼食用弁当が予約可能である納入業者を数社選定するものとする。

- ◇ 10月8日（土） 400人程度
- ◇ 10月9日（日）及び10日（月） 750人程度

(2) 資料の提出

本大会開催2か月前までに、当該納入業者の「名所」、「所在地」、「電話番号」及び「メニュー案」が示された資料を、警察庁担当者に提出するものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策は、次のとおりとする。

(1) 感染拡大のリスクを高める環境の回避措置

施設において、換気の悪い密閉空間、人の密集及び近距離での会話や発声が行われる

3つの条件が同時に重ならないような措置を講じるとともに、宿泊施設にも同様の措置を講じさせること。

(2) 関係箇所の消毒措置

ア 大会会場、施設及び車両内に消毒剤を相当数配備すること。

競技車両は使用の都度、消毒措置を講じることとなるので、車両検査所に消毒剤及びウエスを配備すること。

イ 会場及び施設の不特定多数の者の手指が接触する頻度が高い物品や箇所及び保有車両の消毒措置を講じること。

ウ 宿泊施設に消毒剤を相当数配備させるとともに、不特定多数の者の手指が接触する頻度が高い物品や箇所の消毒措置を講じさせること。

(3) 検温器の設置

ア 大会本部室に検温器を相当数配備すること。

イ 宿泊施設に、検温器を相当数配備させること。

(4) マスク等の着用

施設関係者及び宿泊施設の関係者にマスクの着用等咳エチケットの措置をとらせること。ただし、熱中症予防等の観点から、マスクの着用等が適切ではないと認められる場合には、この限りではない。

9 熱中症対策

大会期間中、選手等が待機又は休憩中に暑さを回避できる場所として、未使用の部屋や大型乗用自動車を適宜解放し、熱中症対策として使用できるような措置を講じること。

第8 一般事項

- 1 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、警察庁担当者と協議すること。また、事前確認、業務の進捗確認に関する打合せについても調整の上実施し、開催に支障がないよう万全の配慮をすること。
- 2 請負者は業務の終了後、速やかに業務完了報告書を担当官に提出すること。
- 3 警察庁担当者からの指示、連絡を受けることが可能な担当者1人以上の緊急連絡先を通知すること。
- 4 知り得た個人情報又は業務に関する一切の情報について、厳に秘密を保持し、これらを第三者に開示又は漏洩しないこと。
- 5 警察庁担当者から別途指示を受けた場合はこれに従うこと。
- 6 警察庁担当者の指示を履行するために発生した費用については、一切を負担すること。
- 7 発生した廃棄物については、確実に処分すること。
- 8 関係法令を遵守し、契約の履行に当たること。

以 上

バランス走行操縦競技コースの要件

バランス走行操縦競技コースの設定は、以下のとおりとする。

1 競技コースの設定

競技コースの設定については、次の要素を記載の順序で含むものとし、各要素の設計は、別紙 1 - 1 別添の図面（以下「コース図面」という。）のとおりにする。

なお、(4)については、同コースの開始位置から信号機の設置位置まで、一続きの直線上に設置すること。

- (1) スタート地点
- (2) 応用バランスコース
 - ア パイロンスラローム
 - イ 8の字コース
 - ウ 狭路走行コース
 - エ 小道路旋回コース
 - オ パイロンスラローム
- (3) ナローコース
- (4) 回避制動コース

2 競技コースの設定資機材等

- (1) 下記(2)の資機材を設置する位置については、白色チョークを使用して競技コースに白線を表示する。
- (2) 競技コースの設置には、次の資機材を使用し、コース図面に示す位置に正確に設置する。

なお、クからシについては、動作可能な状態とすること。

- ア スタート台 1個
- イ 後方確認板 8枚（別紙2の番号37参照）
- ウ パイロン 40本程度
- エ 垂直パイロン 40本程度
- オ 渡り板 4本
- カ 渡り板の接続部品 2個（いずれも鉄製とする。）
- キ 立体マーカー（高さ10センチメートル程度のもの。以下同じ。） 800個程度
- ク 速度測定装置（センサー2基で構成するもの。） 2式
- ケ タイム測定装置（センサー2基で構成するもの。） 2式
- コ タイム表示装置（上記ケのタイム測定装置により計測した走行タイムを表示することが可能なもの。） 2式
- サ 信号センサー 1式
- シ 信号機 1式（赤色灯火及び青色灯火が縦方向に2列配置され、上記サの信号センサーにより競技車両を感知した場合、いずれかの1列で青色灯火を点灯したときには、他方の列で赤色灯火が点灯するもの。）

ス 8の字小道路旋回コース基準タイム表示板 1枚（別紙2の番号38参照）
セ ナローコース基準タイム表示板 1枚（別紙2の番号39参照）
ソ 回避制動コース指定速度・制動距離表示板 1枚（別紙2の番号40参照）
タ ストップランプ確認板 2枚（別紙2の番号41参照）
チ ギア指定区間（3速以上開始）表示板 1枚（別紙2の番号42参照）

(3) 上記(2)キの立体マーカーは、走路に沿って次に示す間隔で設置する。

なお、立体マーカーは2色とし、走路の外側と内側で立体マーカーの色は異なるように設置すること。

ア 応用バランスコースの白線上は、0.5メートル程度とする。

イ 回避制動用コースの白線上は、1メートル程度とする。

(4) 上記(2)クの速度測定装置及びケのタイム測定装置は、光電式その他の方式により、競技車両の走行速度を正確に測定し、又は走行タイムを正確に計測することが可能なものとする。

なお、光電式以外の方式による場合、上記(2)クの速度測定装置及びケのタイム測定装置の構成によることを要しない。

(5) 競技コースを複数列で設定する場合には、前列の競技コースを終了した場所から後列の競技コースの開始位置までの誘導路の両側に矢印マーカーを5メートル程度の間隔で設置する。

(6) 車両検査所には、担当者が立位又はかがんだ姿勢で競技車両のステップ又はサイドスタンドの底部を検査することが可能な鏡面を備えた装置又はこれと同等の機能を有する装置を設置する。

トライアル走行操縦競技コースの要件

トライアル走行操縦競技コースの設定は、以下のとおりとする。

1 競技コースの設定

競技コースの設定については、次の各要素をいずれも満たすものとする。

なお、競技コースの概要については、別紙 1 - 2 別添を参照すること。

- (1) 競技コースの全長はおおむね1,400メートルとすること。
- (2) 競技コースの路面は土とすること。
- (3) 競技コースには、スタート地点、6種類程度のセクション及びゴール地点を設けること。

なお、最後のセクションの終了位置をゴール地点とみなすことができる。

- (4) スタート地点には、垂直パイロン2本程度を3メートル程度の間隔で設置し、当該垂直パイロンの直近にスタート台1個を設置すること。
- (5) 各セクションには開始位置及び終了位置を設け、セクションの終了位置から次のセクションの開始位置との間には20メートル程度又はそれ以上の長さを目安として間隔を設けること。
- (6) スタート地点から1つ目のセクションの開始位置との間についても、上記(5)と同等の間隔を設けること。
- (7) 各セクションの全長は、下記(8)の障害物の数や難易度に応じて200メートル程度又は選手が競技車両を使用して当該セクションの開始位置から終了位置までの走行に要する時間が50秒程度であることのいずれかを目安とすること。
- (8) 各セクションには、斜面（斜面の高さは10メートルから20メートル程度を目安とし、斜度は30度から40度程度とする。）、小山（高さ2メートル程度を目安とする。）、溝（コンクリート製等とする。）、岩石、大玉石、丸太又はがれき等（以下「障害物」という。）を3程度又はそれ以上を配置すること。
- (9) 各セクションの走路は、上記障害物の幅を含め、幅2メートル程度又はそれ以上とし、3程度又はそれ以上のカーブを組み合わせること。
- (10) 1つのセクション又は各セクションの走路は、いずれも交差しないこと。
- (11) 上記(7)のセクションの全長又は所要時間の要件を満たすことができない場合は、上記(8)又は(9)により、当該セクションの難易度を調節すること。

2 競技コースの設定資機材等

- (1) 下記(2)の資機材を設置する位置については、石灰を使用して競技コースに表示する。
- (2) 競技コースの設置には、次の資機材を使用する。
 - ア スタート台 1個
 - イ 後方確認板 4枚（別紙2の番号37参照）
 - ウ 立体マーカー 1,600個程度
 - エ トライアルセクション表示板 12枚（別紙2の番号43参照）

オ トライアル技術ランク表示板 6枚（別紙2の番号44参照）

- (3) 上記(2)ウの立体マーカーは、走路に沿って1メートルから2メートル程度の間隔で設置する。

なお、立体マーカーは2色とし、走路の右側と左側で立体マーカーの色は異なるように設置すること。

- (4) 選手待機所からスタート地点への誘導路及びゴール地点から選手待機所への誘導路については100メートル程度とし、これらが交差又は近接する場合には杭及びロープ又はテープを使用して示す。
- (5) 各セクションには、審判員が競技タイムを計測するためのストップウォッチ各1個とともに、予備のストップウォッチ1個の計7個を準備する。

不整地走行操縦競技コースの要件

不整地走行操縦競技コースの設定は、以下のとおりとする。

1 競技コースの設定

競技コースの設定については、次の各要素をいずれも満たすものとする。

なお、競技コースの概要については、別紙 1 - 3 別添を参照すること。

- (1) 競技コースの全長はおおむね1,500メートルとすること。
- (2) 競技コースの路面は土とすること。
- (3) 競技コースには、スタート地点、走路及びゴール地点を設けること。
- (4) スタート地点には、垂直パイロン2本程度を3メートル程度の間隔で設置し、当該垂直パイロンの直近にスタート台1個及びタイム測定装置1基を設置すること。
- (5) 走路は、起伏の多い丘陵で、高さ2メートル程度を目安とする小山を1か所程度、高さ2メートル程度を目安とする台形の盛り土部分を1か所程度及びカーブを30か所程度有すること。
- (6) スタート地点及びゴール地点以外で、走路の幅を指定する場合は、1.5メートルから3メートル程度の間隔でパイロンを設置して指定すること。
- (7) 走路におけるカーブの方向は、走路の端に設置したパイロンに接してパイロンを寝かせて設置することにより示すこと。
- (8) 走路は交差させないこと。
- (9) ゴール地点の前5メートル程度からゴール地点までの間には、垂直パイロン2本1組とする計10本程度で波形の走路を設置すること。走路の幅は競技車両の車幅に10センチメートルを加えた間隔とし、ゴール地点に1組設置して、その地点から遡って1メートル程度の間隔で残りの4組をそれぞれ設置すること。
- (10) ゴール地点には、タイム測定装置1基を設置すること。

2 競技コースの設定資機材等

- (1) 下記(2)の資機材を設置する位置については、石灰を使用して競技コースに表示する。
- (2) 競技コースの設置には、次の資機材を使用する。

なお、オ及びカについては、動作可能な状態とすること。

 - ア スタート台 1個
 - イ 後方確認板 4枚（別紙2の番号37参照）
 - ウ パイロン 110本程度
 - エ 垂直パイロン 15本程度
 - オ タイム測定装置（センサー2基で構成するもの。） 1式
 - カ タイム表示装置（上記オのタイム測定装置により計測した走行タイムを表示することが可能なもの。） 1式
- (3) 上記(2)オのタイム測定装置は、光電式その他の方式により、4台以上の競技車両の走行タイムを正確に計測することが可能なものとする。

なお、光電式以外の方式による場合、上記(2)オのタイム測定装置の構成によることを要しない。

- (4) 選手待機所からスタート地点への誘導路及びゴール地点から選手待機所への誘導路については100メートル程度として、これらが交差又は近接する場合には杭及びロープ又はテープを使用して示す。

傾斜走行操縦（スラローム）競技コースの要件

傾斜走行操縦（スラローム）競技コースの設定は、以下のとおりとする。

1 競技コースの設定

競技コースの設定については、次の各要素をいずれも満たすものとする。

なお、競技コースの概要については、別紙 1 - 4 別添を参照すること。

- (1) 競技コースの全長はおおむね2,500メートルとすること。
- (2) 競技コースは、道路交通法施行規則第32条に規定する教習コースの平坦路、S字カーブ、直角クランクを使用した走路及び200メートル四方程度のアスファルト舗装された平坦な場所とすること。

なお、上記のアスファルト舗装された平坦な場所で、教習コースのS字カーブ又は直角クランクと同等のコースを設置することができるときは、教習コースに換えて当該平坦な場所を使用することができる。
- (3) 競技コースには、スタート地点、走路及びゴール地点を設けること。
- (4) スタート地点には、パイロン2本程度を3メートル程度の間隔で設置し、当該パイロンの直前にスタート台1個及びタイム測定装置1基を設置すること。
- (5) 走路は、立体マーカー、パイロン、垂直パイロン又は矢印マーカーを設置して表示すること。
- (6) 走路には、S字カーブ又は直角クランク2か所程度、パイロスラローム2か所程度（1か所につきパイロン4個使用）及びカーブ45か所程度を目安としてカーブを設置すること。また、カーブのうち1か所については、ヘアピンカーブとすること。
- (7) 上記(6)のヘアピンカーブの直前には競技車両の走行速度を減速させるため2本1組の垂直パイロン5組で、長さ10メートル程度の狭路区間を設置すること。狭路区間の走路は、競技車両の車幅に10センチメートルを加えた幅とし、スタート地点方向からヘアピンカーブに向かって1メートルから2メートル程度の間隔で5組を設置すること。
- (8) 走路の進行方向は次の方法により示すこと。また、(4)の場合を除き、パイロンの手前に進行方向を示す矢印マーカーを設置すること。

ア 走路の端に設置したパイロンに接してパイロンを寝かせて設置することによりカーブの方向を示すこと。

イ 走路に三角形にパイロンを設置し、進行方向からみて三角形の頂点に位置するパイロンの手前を右折又は左折することを示すこと。

ウ カーブ等の出口に設置したパイロン又は立体マーカー（以下「パイロン等」という。）から走路の幅を指定しない区間を設置した後にパイロン等を設置して進行方向を示すこと。

エ 立体マーカーを設置して走路を示すこと。
- (9) 立体マーカーを使用して走路を指定するときは、走路の左右にカーブの半径に応

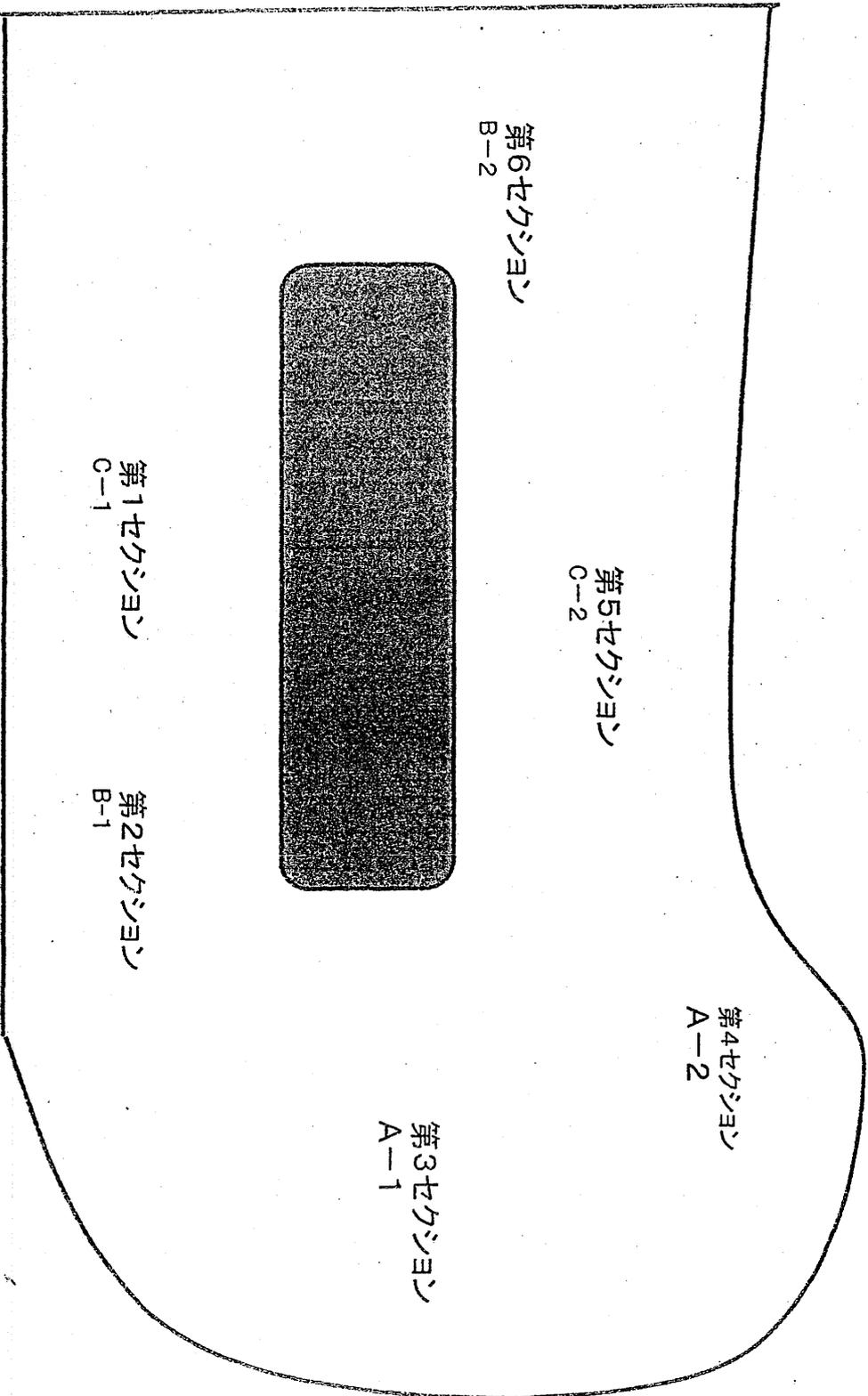
じて0.5メートル程度から3メートル程度の間隔で設置すること。

- (10) 走路は交差させないこと。
- (11) ゴール地点の前10メートル程度からゴール地点までの間には、垂直パイロン2本1組とする計12本程度で波形の走路を設置すること。走路の幅は競技車両の車幅に10センチメートルを加えた間隔とし、ゴール地点に1組設置して、その地点から遡って1メートルから2メートル程度の間隔で残りの5組をそれぞれ設置すること。
- (12) ゴール地点には、タイム測定装置1基を設置すること。

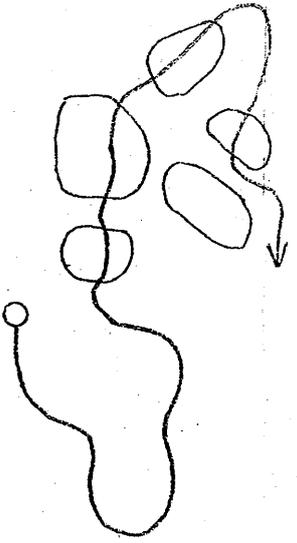
2 競技コースの設定資機材等

- (1) 下記(2)の資機材を設置する位置については、白色チョークを使用して競技コースに白線を表示する。
- (2) 競技コースの設置には、次の資機材を使用する。
なお、カ及びキについては、動作可能な状態とすること。
 - ア スタート台 1個
 - イ 後方確認板 4枚（別紙2の番号37参照）
 - ウ パイロン 150本程度
 - エ 垂直パイロン 25本程度
 - オ 立体マーカー 400個から600個程度
 - カ タイム測定装置（センサー2基で構成するもの。） 1式
 - キ タイム表示装置（上記カのタイム測定装置により計測した走行タイムを表示することが可能なもの。） 1式
- (3) 上記(2)オの立体マーカーは、走路に沿って必要な個所に設置する。
なお、立体マーカーは2色とし、走路の右側と左側で立体マーカーの色は異なるように設置する。
- (4) 上記(2)カのタイム測定装置は、光電式その他の方式により、4台以上の競技車両の走行タイムを正確に計測することが可能なものとする。
なお、光電式以外の方式による場合、上記(2)カのタイム測定装置の構成によることを要しない。
- (5) 車両検査所には、担当者が立位又はかがんだ姿勢で競技車両のステップ又はサイドスタンドの底部を検査することが可能な鏡面を備えた装置又はこれと同等の機能を有する装置を設置する。
- (6) 選手待機所からスタート地点への誘導路及びゴール地点から選手待機所への誘導路については100メートル程度として、これらが交差又は近接する場合にはパイロンを使用して示す。

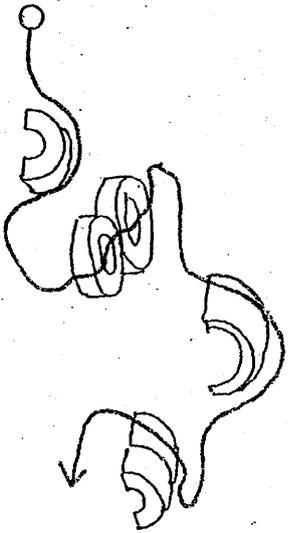
トライアル競技コース案



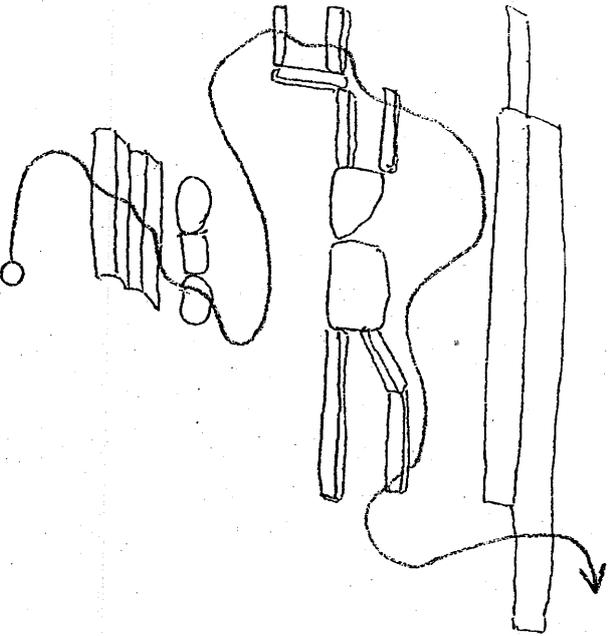
1セクション
C-1



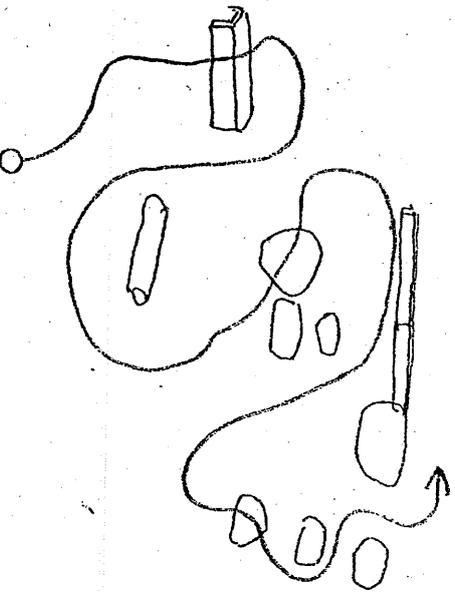
2セクション
B-1



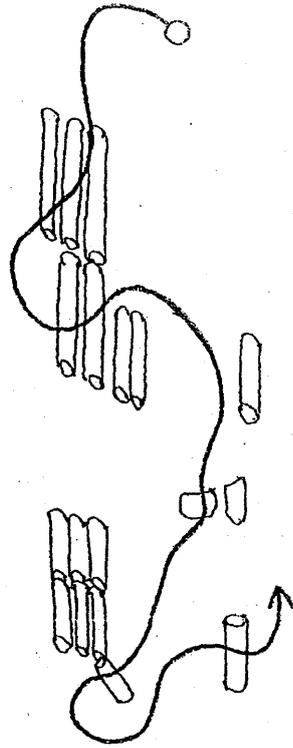
3セクション
A-1



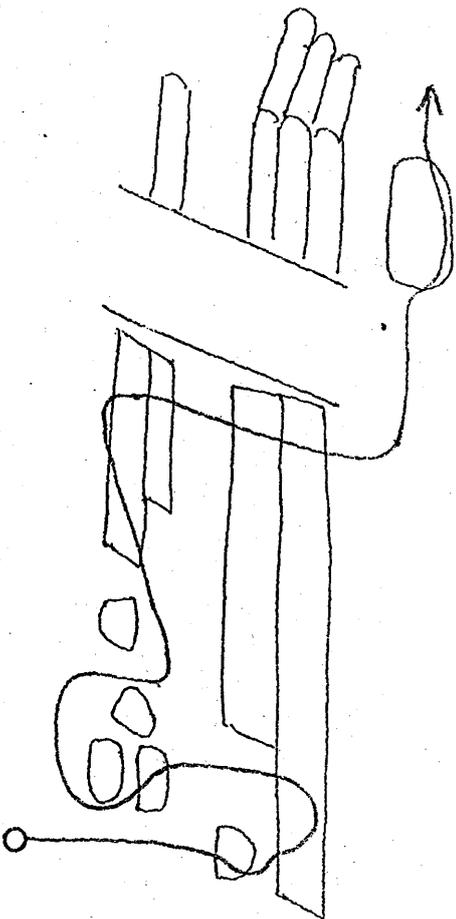
4セクション
A-2



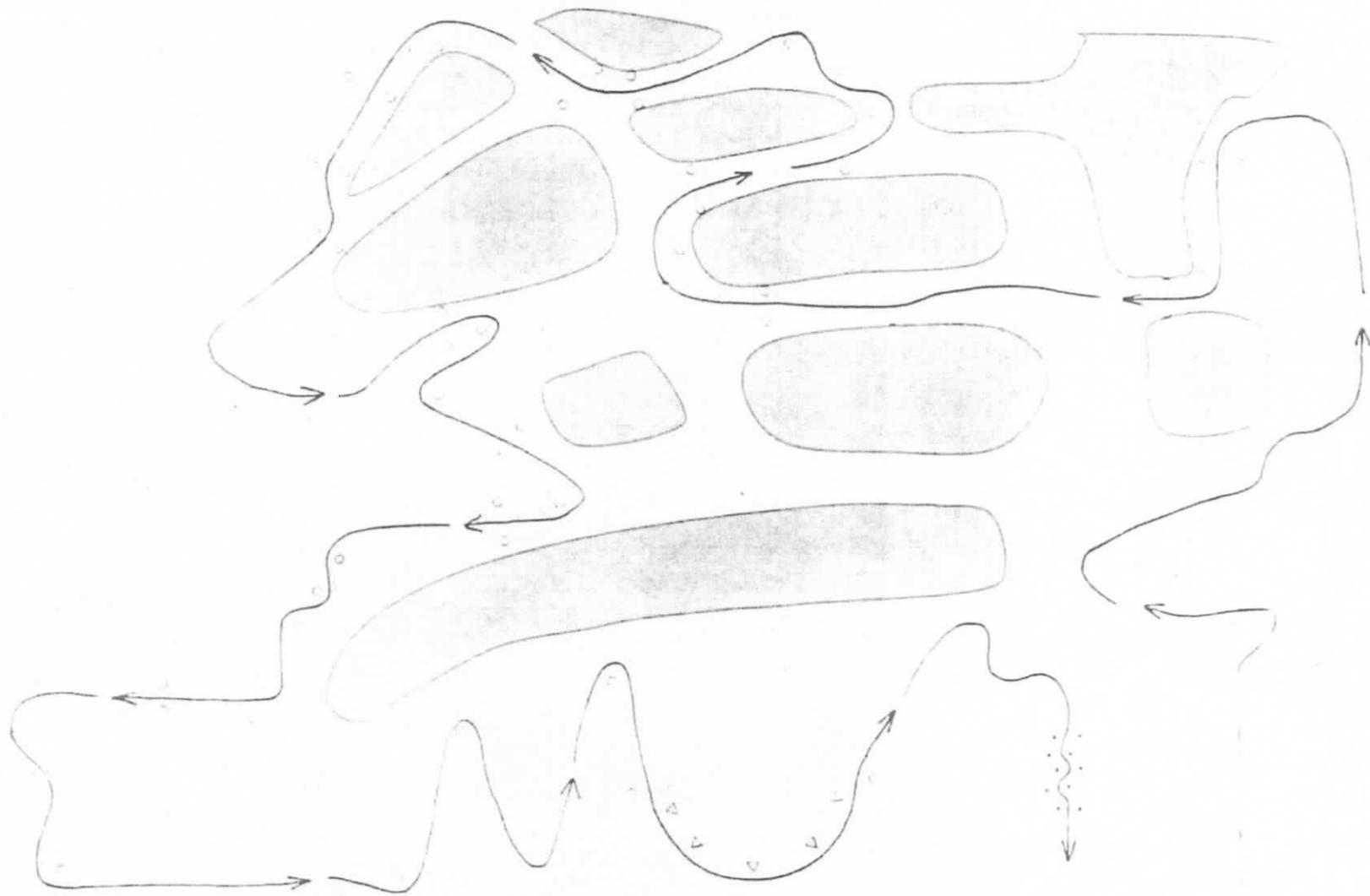
5セクション
C-2



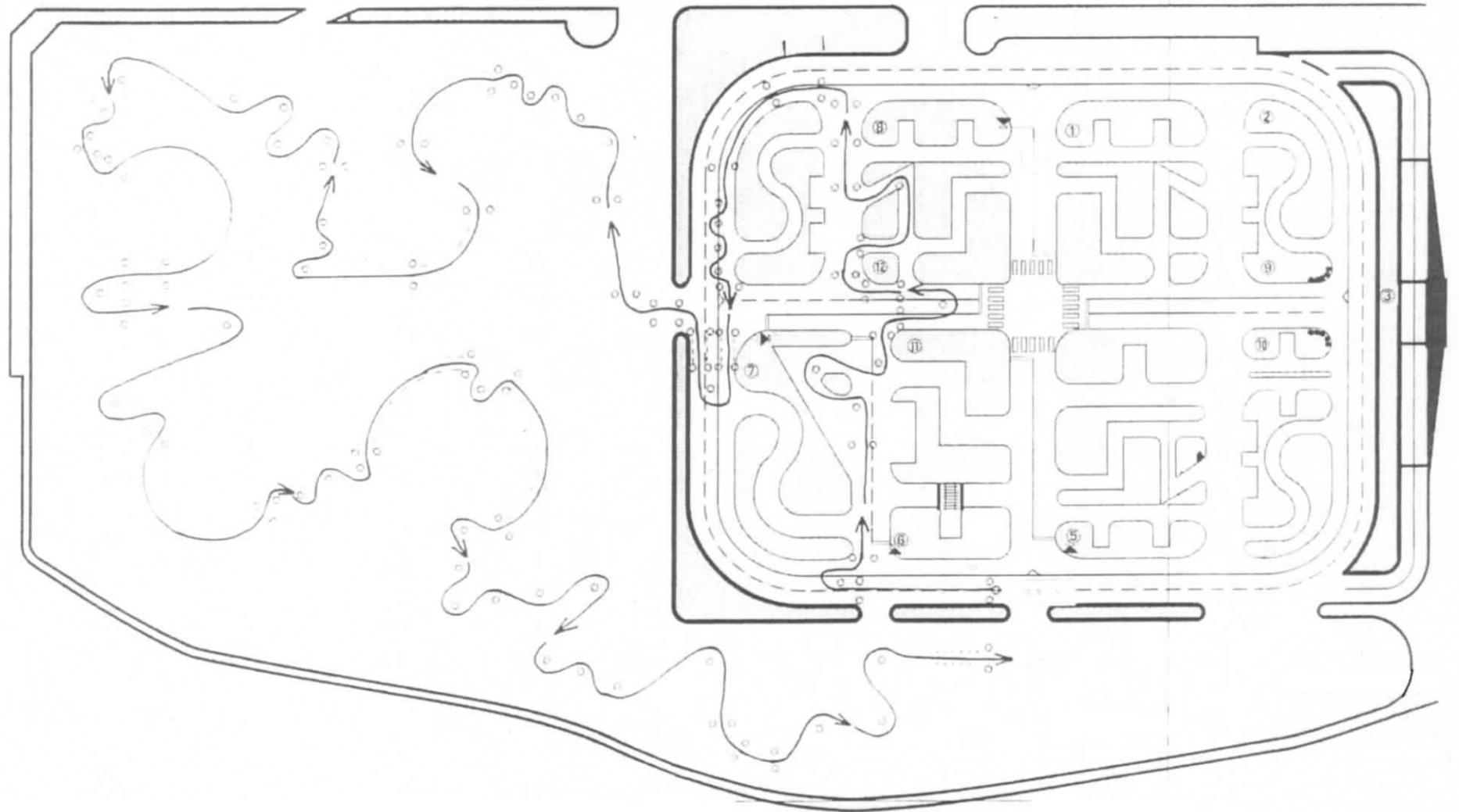
6セクション
B-2



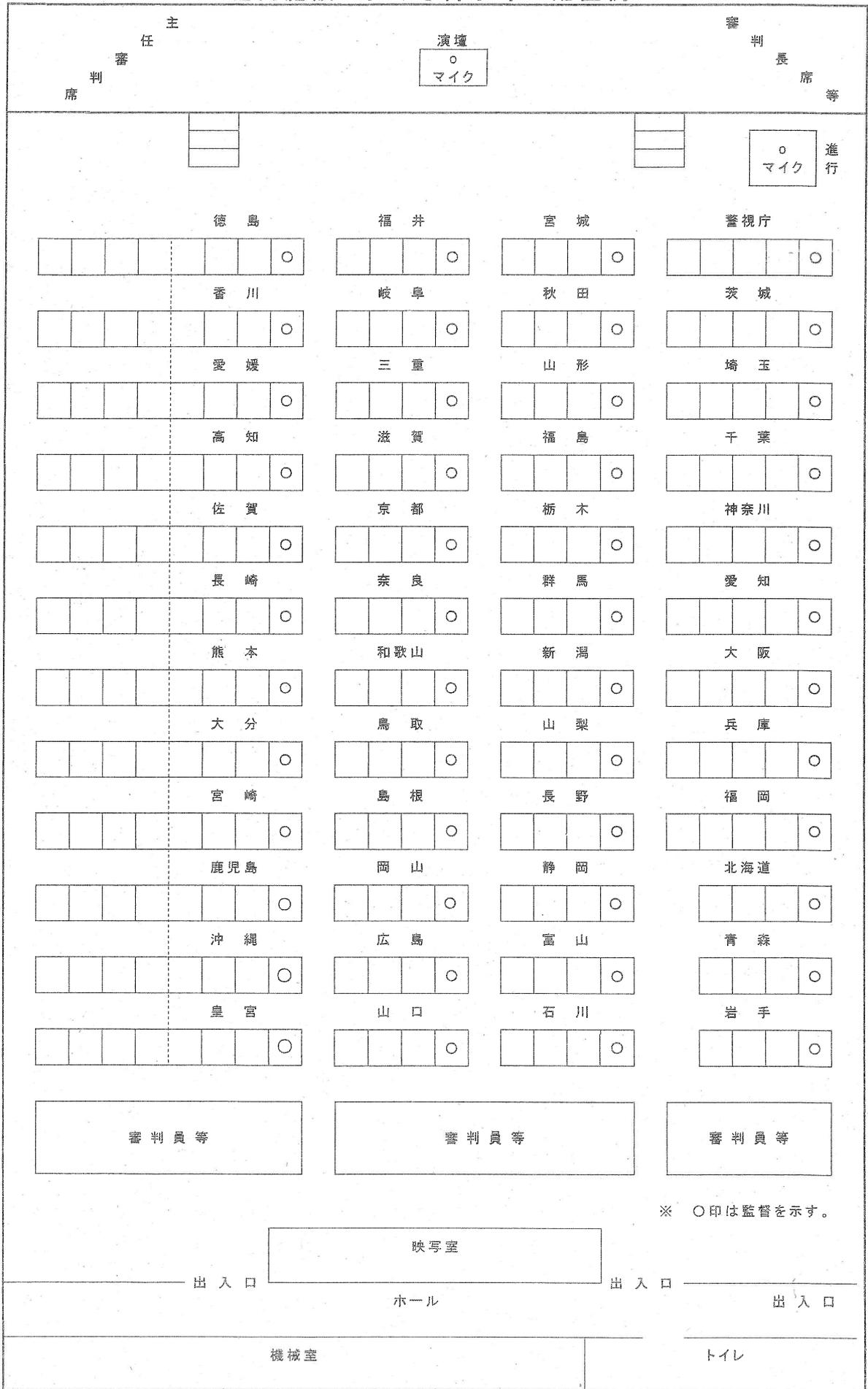
不整地競技コース案



スラローム競技コース案



屋内施設における椅子等の配置例



※ ○印は監督を示す。

第52回全国白バイ安全運転競技大会設置看板等一覧表

用途	番号	看板名称(内容)	サイズ(mm) (縦×横)	文字 表示面	型式等	文字 表示方向	枚数	備考
会場案内	1	第52回全国白バイ安全運転競技大会会場	1,000×3,000	片面	—	横書	1	
	2	全国白バイ安全運転競技大会会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	3	大会事務局	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	4	受付場所(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	5	選手受付 1部	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	6	選手受付 2部	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	7	ご来賓受付	450×1,500	片面	脚付	縦書	2	
	8	ご来賓席	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	9	ご来賓・報道関係者席	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	10	ご来賓専用駐車場(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	2	
	11	審判・競技説明会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	12	開会式会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	13	閉会式会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	14	第52回全国白バイ安全運転競技大会開(閉)会式	5,000×800	片面	脚付	横書	1	左側にシンボルマーク、青色ゴシック体で文字を記載。
	15	報道関係者受付	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	16	歩行者通路	450×1,500	片面	脚付	縦書	4	
	17	大会会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
交通規制	18	駐車禁止	450×1,500	両面	脚付	縦書	24	
	19	立入禁止	450×1,500	片面	脚付	縦書	7	
	20	進入禁止	450×1,500	片面	脚付	縦書	3	
	21	左折禁止	450×1,500	片面	脚付	縦書	4	
	22	一方通行	450×1,500	片面	脚付	縦書	4	
	23	横断禁止	450×1,500	片面	脚付	縦書	4	
駐車場案内	24	第 駐車場	450×1,500	片面	脚付	縦書	9	「第」と「駐」の間には駐車場の番号、駐車場の次に「(一般入場者)」「(ご招待者)」「(警察関係者)」又は「(警察関係者)」と縦書きで記載。
	25	駐車場入口(施設関係者、県警職員、業者関係)	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	26	駐車場案内(第 ～)(矢印付)	800×1,500	片面	脚付	縦書	1	上部に楕円様の赤色地に白抜きゴシック体で「駐車場案内」と表示し、一般来場者用駐車場の駐車場名及び当該駐車場の方向を赤色矢印で表示。 なお、「第」と「駐」の間には駐車場の番号を記載。
	27	駐車場案内(第 ～)(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	上部に楕円様の赤色地に白抜きゴシック体で「駐車場案内」と表示し、一般来場者用駐車場の駐車場名及び当該駐車場の方向を赤色矢印で表示。 なお、「第」と「駐」の間には駐車場の番号を記載。
競技会場	28	不整地走行操縦会場(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	29	トライアル会場(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	30	競技会場(矢印付)	450×1,500	片面	脚付	縦書	10	「走行」の上部の空欄には、「トライアル」「不整地走行」又は「傾斜走行(スラローム)」を記載。

用途	番号	看板名称(内容)	サイズ(mm) (縦×横)	文字 表示面	型式等	文字 表示方向	枚数	備考
	31	傾斜走行操縦競技会場	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	32	会場案内(バランス競技、トライアル競技、モトクロス競技、スラローム競技)(矢印付)	800×1,500	片面	脚付	縦書	6	上部に赤色地白色ゴシック体で「競技会場案内」と表示し、その下に黒色ゴシック体で競技名、開催日程(括弧書き)及び赤色矢印(競技会場の方向を示す)の順に記載。
	33	会場案内(会場略図による各競技場案内)	3,000×1,500	片面	脚付	横書	4	
式次第	34	開会式次第	2,000×1,000	片面	CPパネル	縦書	1	
	35	閉会式次第	2,000×1,000	片面	CPパネル	縦書	1	
	36	競技説明会次第	2,000×1,000	片面	CPパネル	縦書	1	
競技関係看板	37	後方確認板	450×450	両面	CPパネル取手付	横書	8	「トラック」「二輪車」「自転車」及び「歩行者」各2枚
	38	8の字小道路旋回コース基準タイム	1,000×1,200	片面	脚付	横書	1	
	39	ナローコース基準タイム(15～19秒)	1,000×1,200	片面	脚付	横書	1	
	40	回避制動コース指定速度・制動距離	1,000×1,200	片面	脚付	横書	1	
	41	ストップランプ確認板	1,000×1,800	片面	脚付	縦書	2	文字の記載なし。
	42	ギア指定区間(3速以上開始)	1,000×1,200	片面	脚付	縦書	1	
	43	トライアルセクション表示板(1IN,OUT～6IN,OUT)	400×300	片面	CPパネル杭付	横書	12	各1枚
	44	トライアル技術ランク表示板(A1～2,B1～2,C1～2)	450×450	片面	CPパネル杭付	横書	6	各1枚
	45	選手待機所	450×1,500	片面	脚付	縦書	4	
	46	車両待機所	450×1,500	片面	脚付	縦書	2	
	47	競技終了車車検場	450×1,500	片面	脚付	縦書	2	
48	車検場	450×1,500	片面	脚付	縦書	2		
その他	49	第52回全国白バイ安全運転競技大会	2,500×4,000	片面	3枚1組	横書	1組	上部には白バイ大会のシンボルマーク、当該マークの下に、青色地に白抜きゴシック体で「全国白バイ安全運転競技大会」と表示。
	50	全国白バイ安全運転競技大会	850×8,000	片面	横断幕	横書	1	上部には白バイ大会のシンボルマーク、当該マークの下に、青色地に白抜きゴシック体で「全国白バイ安全運転競技大会」と表示。
	51	弁当引換所	450×1,500	片面	脚付	縦書	1	
	52	救護所	450×1,500	片面	脚付	縦書	3	

注 1 合計53種類158枚

2 競技関係看板については、次により設置する。看板を設置する位置について、警察庁担当者から別途指示がある場合はこれに従うこと。

(1)No. 37～44については別添1-1及び別添1-2に従って設置する。

(2)No. 45～46については各競技に設置する。

(3)No. 47についてはバランス競技及びスラローム競技に設置する。

(4)No. 48についてはトライアル競技及び不整地競技に設置する。

3 「型式等」欄に「CPパネル」又は「横断幕」の記載がない看板については、木枠にブリキ板を固定したものを目安とし、「型式等」欄に「脚付」と表示のある看板については転倒等により破損しないものとする。

4 看板の全体の塗色は白色とし、看板に記載する「看板名称(内容)」の文字は黒色ゴシック体とする。また、18から23、25から27、及び32から44を除き、上部には白バイ大会のシンボルマーク、当該マークの下に、青色地に白抜きゴシック体で「全国白バイ安全運転競技大会」と表示する。ただし、備考欄に看板に表示する文字等について定めのある場合は備考欄による。

5 看板に表示した文字、マーク等については、風雨等により色落ち等しないこと。

第52回全国白バイ安全運転競技大会の概要

1 日程

(1) 白バイ大会

- 10月8日(土)(大会1日目)
 - 14:20 ~ 15:20 バランス走行操縦競技(女性)
- 10月9日(日)(大会2日目)
 - 9:45 ~ 9:55 開会式
 - 10:35 ~ 12:25 バランス走行操縦競技(男性)
 - 13:55 ~ 16:30 トライアル走行操縦競技
- 10月10日(月)(大会3日目)
 - 8:15 ~ 10:00 不整地走行操縦競技
 - 11:15 ~ 14:25 傾斜走行操縦(スラローム)競技
 - 16:00 ~ 16:15 閉会式

(2) 現地打合せ会議

- 第1回(本契約締結後、適宜な時期)
 - ・ 大会実施要綱の説明
 - ・ 大会開催に向けた検討事項
 - ・ 競技会場等実査
- 第2回(本大会開催の前月)
 - ・ 大会概要及び行事進行要領等の説明
 - ・ 各系の業務進捗状況及び今後の推進計画
 - ・ 競技会場等実査

(3) 審判講習・監督会議等

- 10月6日(木)
 - 13:15 ~ 17:30 審判講習(大会規則、審判要領及び基本動作等の説明)
- 10月7日(金)
 - 9:00 ~ 10:00 審判講習(慣熟走行要領説明)
 - 10:00 ~ 11:30 審判講習(車両整備、慣熟走行)
 - 12:30 ~ 14:00 審判講習(トライアル走行操縦競技審判訓練)
 - 14:00 ~ 15:30 審判講習(不整地走行操縦競技審判訓練)
 - 15:30 ~ 17:00 審判講習(傾斜走行操縦(スラローム)競技審判訓練)
- 10月8日(土)
 - 8:00 ~ 8:30 審判講習(審判要領説明)
 - 8:30 ~ 10:30 審判講習(バランス走行操縦競技審判訓練)
 - 10:30 ~ 11:00 審判打合せ会議

11:00 ~ 11:30 監督会議

12:00 ~ 14:00 各競技コース事前確認

2 目的

白バイ乗務員の運転技能を向上させ、受傷事故の絶無を期すとともにその士気の高揚を図り、もって道路交通の安全の維持に資することを目的とする。

3 競技種目

(1) バランス走行操縦競技

ア 競技会場

バランス競技会場

イ 競技方法

(ア) スタート地点から1台ずつ発進し、応用バランス、ナローコース及び回避制動の順序で競技を行う。

(イ) 応用バランスは、パイロンスラローム、8の字コース、狭路走行コース、小道路旋回コース及びパイロンスラロームで構成され、これらを一連の競技として指定された時間以内に走行するものとする。

なお、パイロンスラローム（2か所）及び8の字コースの右回り、左回りの選択は任意とする。

(ウ) ナローコースは、狭路及び渡り板で構成され、指定された時間以内に走行するものとする。

(エ) 回避制動は、一定の速度まで加速して直進した後、左方又は右方に分岐する回避路の直前で点灯した信号に従って回避路を選択し、指定位置に停止する。

(2) トライアル走行操縦競技

ア 競技会場

トライアル競技会場

イ 競技方法

スタート地点から1台ずつ発進し、障害物（斜面、小山、溝、岩石、大玉石、丸太及びがれき等）で構成された各セクションをコース逸脱、足つき等することなく、指定された時間以内に走行し、最後のセクションの通過をもって終了する。

競技の開始から終了までの間、スタート地点から最後のセクションの通過までの競技コース内には、1人以上の選手が走行する。

(3) 不整地走行操縦競技

ア 競技会場

不整地競技会場

イ 競技方法

スタート地点から1台ずつ発進し、凸凹路やカーブで構成された不整地コースを逸脱することなく1周し、ゴールラインの通過をもって終了する。

競技の開始から終了までの間、スタート地点からゴールラインまでの競技コース内には、4人程度の選手が走行する。

(4) 傾斜走行操縦（スラローム）競技

ア 競技会場

スラローム競技会場

イ 競技方法

スタート地点から1台ずつ発進し、S字やクランクの複合曲線等で構成されたコースを逸脱、転倒等することなく1周し、ゴールラインの通過をもって終了する。

競技の開始から終了までの間、スタート地点からゴールラインまでの競技コース内には、4人程度の選手が走行する。

4 参加者数等

(1) 出場者（選手及び補欠）

約200人

(2) 大会運営係員及び審判員

約200人

(3) 出場者以外（監督・コーチ・特練生等）

約350人